

## ○ 経済産業省令 第三十四号

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月一日

経済産業大臣 甘利 明

電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第八2(41)二の次に次のように加える。

ホ 経年劣化に係る注意喚起のための表示

扇風機、換気扇にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間(標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定される期間をいう。以下同じ。)

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

別表第八2(42)への次に次のように加える。

ト 経年劣化に係る注意喚起のための表示

電気冷房機にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

別表第八2(48)ホの次に次のように加える。

ヘ 経年劣化に係る注意喚起のための表示

電気洗たく機(乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗たく機と一体となっているものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

別表第八2(94)りの次に次のように加える。

又 経年劣化に係る注意喚起のための表示

テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限る。)にあつては、機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。ただし、産業用のものにあつては、この限りでない。

(イ) 製造年

(ロ) 設計上の標準使用期間

(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行前に製造され、又は輸入された扇風機、換気扇、電気冷房機、電気洗たく機(乾燥装置を有するものを除く。)、電気脱水機(電気洗たく機と一体となっているものに限る。)及びテレビジョン受信機(ブラウン管を有するものに限る。)に係る表示については、なお従前の例による。